

●香川県告示第90号

香川県公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱の一部を改正する要綱

香川県公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱（平成16年香川県告示第210号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
（公表事項及び公表の方法） 第2条 略 <table border="1" data-bbox="185 619 1068 1353"> <tr> <th>公共工事又は委託業務</th><th>公表事項</th></tr> <tr> <td rowspan="3">公共工事</td><td>略</td></tr> <tr> <td>予定価格（随意契約による場合は、当該予定価格が香川県建設工事執行規則（昭和39年香川県規則第54号）第5条第1項第1号に掲げる金額を超えるものに限る。）</td></tr> <tr> <td>最低制限価格、<u>低入札価格調査基準価格及び数値的判断基準</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>随意契約による委託業務で予定価格が香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第184条第6号に掲げる金額を超えるもの</td><td>略</td></tr> </table>	公共工事又は委託業務	公表事項	公共工事	略	予定価格（随意契約による場合は、当該予定価格が香川県建設工事執行規則（昭和39年香川県規則第54号）第5条第1項第1号に掲げる金額を超えるものに限る。）	最低制限価格、 <u>低入札価格調査基準価格及び数値的判断基準</u>	略		随意契約による委託業務で予定価格が香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第184条第6号に掲げる金額を超えるもの	略	（公表事項及び公表の方法） 第2条 知事は、次の表の左欄に掲げる公共工事又は委託業務に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる公表事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。 <table border="1" data-bbox="1171 619 2054 1353"> <tr> <th>公共工事又は委託業務</th><th>公表事項</th></tr> <tr> <td rowspan="3">公共工事</td><td>略</td></tr> <tr> <td>予定価格（随意契約による場合は、当該予定価格が<u>250万円</u>を超えるものに限る。）</td></tr> <tr> <td>最低制限価格及び<u>低入札価格</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>随意契約による委託業務で予定価格が<u>100万円</u>を超えるもの</td><td>略</td></tr> </table>	公共工事又は委託業務	公表事項	公共工事	略	予定価格（随意契約による場合は、当該予定価格が <u>250万円</u> を超えるものに限る。）	最低制限価格及び <u>低入札価格</u>	略		随意契約による委託業務で予定価格が <u>100万円</u> を超えるもの	略
公共工事又は委託業務	公表事項																				
公共工事	略																				
	予定価格（随意契約による場合は、当該予定価格が香川県建設工事執行規則（昭和39年香川県規則第54号）第5条第1項第1号に掲げる金額を超えるものに限る。）																				
	最低制限価格、 <u>低入札価格調査基準価格及び数値的判断基準</u>																				
略																					
随意契約による委託業務で予定価格が香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第184条第6号に掲げる金額を超えるもの	略																				
公共工事又は委託業務	公表事項																				
公共工事	略																				
	予定価格（随意契約による場合は、当該予定価格が <u>250万円</u> を超えるものに限る。）																				
	最低制限価格及び <u>低入札価格</u>																				
略																					
随意契約による委託業務で予定価格が <u>100万円</u> を超えるもの	略																				

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。